産業能率大学通教校友会
支部運営助成金の支給に関する規程

分類番号：助ー程００１
制定日：2002 年 7 月 13 日
改定日：2023 年 7 月 1 日

（目的）
第１条　この規程は、産業能率大学通教校友会の支部活動に際して、経常的に発生する諸経費を補助するために、一定の活動を行った支部に対して支給する支部運営助成金（以下「助成金」という。）に関して必要な事項を定める。

（助成金の支給要件）
第２条　助成金は、１会計年度内に支部総会を１回以上行った支部に対して支給する。

（助成金の支給回数）
第３条　助成金の支給回数は、１会計年度当たり１回とする。

（助成金の申請方法と申請期限）
第４条　助成金を申請する場合は、次の各号の書類を産業能率大学通教校友会事務局（以下「事務局」という。）へ提出しなければならない。
(1) 別紙１の「産業能率大学通教校友会 支部運営助成金申請書」（以下「申請書」という。）
(2) 支部総会の議案書
(3) 支部総会の議事録
(4) 支部の前年度決算書
(5) 支部の当年度活動計画書と予算書
(6) 支部総会の出席者名簿

２　助成金は、支部総会終了後１か月以内に事務局へ申請するものとする。但し、５月３１日を会計年度ごとの申請締切日とする。（5 月 20 日以降の申請は翌年度に繰り越すものとする。）

（助成金の支給方法）
第５条　助成金の申請があった場合、事務局は申請書類の内容を審査し、第４条第１項に定める書類をすべて提出した支部に対して、申請書に記載された金融機関の口座に助成金を振り込むものとする。

（助成金の支給金額）
第６条　助成金の支給金額は、一律８万円とする。